平成２８年（フ）第７号
兵庫県加西市栄町76番地の６
債務者　河合　省吾
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第４７号
兵庫県加西市中野町815番地
債務者　**繁**松　和典
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第４８号
兵庫県小野市中町309番地の２　中町団地305号
債務者　戸田　博之
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第１８号
香川県観音寺市柞田町甲2400番地、住民票上の住所香川県綾歌郡綾川町東分甲323番地
債務者　長尾　朗史
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第６６９号
福岡市東区馬出２丁目35番５号
債務者　蓮見　洋二
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６７３号
福岡市城南区別府６丁目４番12号
債務者　原田　克彦
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７４６号
福岡市城南区別府３丁目２番35―308号
債務者　重富　泰輔
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７５２号
福岡県福津市福間南１丁目14番53―21号
債務者　池田ドーター
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８０２号
福岡市早良区重留２丁目20番12号
債務者　稗田美千代
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８０３号
福岡市城南区梅林２丁目21番４―104号
債務者　松下　秀樹
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８１３号
福岡市南区大楠３丁目19番17―303号
債務者　上野裕見子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８１５号
福岡市南区長住３丁目64番205号
債務者　今林マサ子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８１６号
福岡市南区長住３丁目64番205号
債務者　今林絵美子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８２８号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵554番地１　ドリームハイツ須恵201号
債務者　富山　信一
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８３３号
福岡市西区福重３丁目４番８―103号
債務者　小島　秀美
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８４６号
福岡県筑紫野市石崎３丁目２番20号　レジデンス紫203号
債務者　嶋貫　里実
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８４７号
福岡市早良区百道１丁目12番10―203号
債務者　安野　和海
1　決定年月日時　平成28年６月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部